

特記仕様書

胡桃島国有林ほか、森林環境保全整備事業 飛騨2

[illegible]

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

特記仕様書

胡桃島国有林ほか 森林環境保全整備事業 飛騨2

[illegible]

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち「枯損・著しい芯枯れ」等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

植付標準間隔図 牛牧国有林1296ろ③林小班

上

置き幅

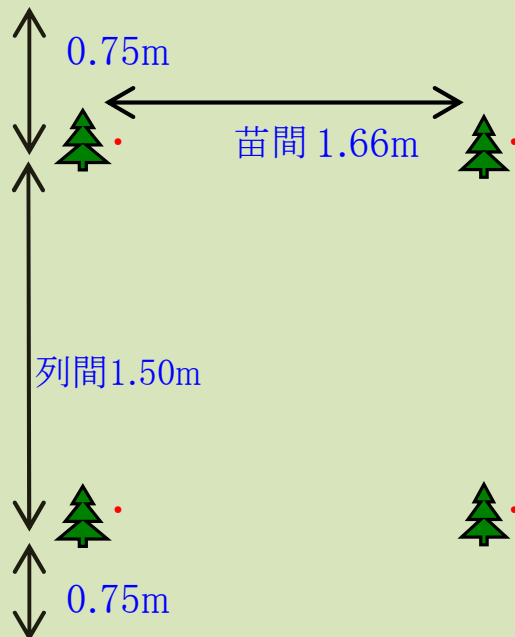
2.00m

植え幅
(刈幅)

3.00m

置き幅

2.00m



2列

下

特記仕様書

胡桃島国有林ほか 森林環境保全整備事業 飛騨2

[illegible]

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

胡桃島国有林ほか 森林環境保全整備事業 飛騨2

[illegible]

※薬剤散布は、沢筋、崩壊地、崩壊地周囲は無散布とする。

※水和剤＝原液

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植地拵、新植植付、忌避剤散布(春)	令和8年6月30日	部分完了届
下刈	令和8年8月31日	部分完了届
忌避剤散布(秋)	令和8年10月31日	完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。